

監修：内閣府（防災担当）
編集協力：総務省消防庁

広 報

ぼう さい

特 集

民間と市場の力を
活かした防災戦略

第23号

DISASTER MANAGEMENT NEWS

2004年9月

猛威をふるった台風第18号



被災した巖島神社



海に押し流された車：呉市

CONTENTS

2 巻頭随想

作家 藤本義一

グラビア

中央防災会議報告

6 災害報告

災害による被害相次ぐ

海外の災害

平成16年7月新潟・福島豪雨災害統報

(寄稿) 新潟県見附市 久住時男

平成16年7月福井豪雨災害統報

10 特集：民間と市場の力を活かした防災戦略

(寄稿) (社)中部経済連合会 松岡和良

アクセンチュア 中谷幸俊

読売新聞東京本社 井川陽次郎

動向・報告

15 三宅島「帰島に関する基本方針」

国際防災オープンフォーラム

地震災害から文化遺産と地域をまもる対策

住宅における地震被害軽減に関する指針

地震防災対策用資産の取得に関する特例措置

20 トピックス

平成16年度総合防災訓練を実施

防災フェア2004を札幌市で開催

平成16年防災功労者表彰式を挙行

22 コラム 改正被災者生活再建支援法Q & A

23 information

夏休み「子ども見学デー」を開催

被災者生活再建支援金の支給状況

7月～9月の動き

10月～11月の行事予定

人事異動

防災に新しい視野を



作家
藤本 義一

“防”という熟語には以前から疑問を覚える。私は昭和9年の室戸台風の水害、昭和20年大阪大空襲という戦災、そして阪神・淡路大震災という3つを受けている。水害の時は何もわからない満一歳で母の背でバケツをかぶって喜んでいたらしいが、戦災、震災では茫然自失、人間のなんと非力であるかを知った。

震度7という震災に西宮市で遭遇した私は、倒れてきた洋服筆筒の下敷きになったが、上下動がきた途端に左に逃げて、5センチの差で頭蓋骨粉碎を逃れた。洋服筆筒の下から這い出しながら、神戸に震度6以上の地震が起る確率が29%あると予測されていた故力武常次氏（地震予知連絡会名誉委員、8月22日逝去）の文章が頭を掠めた。専門が地磁気の先生とは震災前に一度会っていたから“当たったな”という気がしたが、この力武先生の推測はそれまで一般にはあまり知られていない状態だった。

が、どうもこの確率論を日本は注目していないのではないか。当たるも八卦、当たらぬも八卦というふうに考えているのではないか。

これに加えて、確率とは全く違う視点から、地震の前に動物が異常行動を起すという前兆現象もいっておられた。そういえば、震度7が生じる3日前にわが家の天井裏に棲んでいたイタチの親子三匹が姿を消した。真っ昼間に庭を横切って立ち去った。そして、震災十時間前には、飼犬のシェパードが腹這いになって唸り続けていた。この宏観現象も現在のところ無視されているように思うのである。

たしかに、地震をはじめとする災害には確とした予知はないといえるかも知れないが、防災の第一分野の中には、確率による予知と宏観現象による予知を含まなければいけないと思うのである。どうもこの分野に対しては、いい加減な“占い”ふうの見方しかないのではないか。

防災は予知の研究からはじめられなくてはならないと私は信じている。地震の予知に対する理解がなく、震災が、災害が起った後でも無視されているような気がしてならない。

そして、災害が起った場合に、負傷した人身の搬入の仕方も曖昧である。病院の機能にどれだけの人命を救えるかという予測が立っていない。これは避難所の現状を見てよくわかった。

私は震災の後、各地区の災害予知とか防災予知関係の人たちと会ったが、誰もが具体的な案とか発想を口にしなかったのが大いなる不満であった。

新しい思考の発想がないというのは、具体的になににも考えていないという証拠ではないのか。その人たちから頂戴した名刺には、大学名とか矢鱈に長い研究所名が漢字で並んでいただけの話であり、一体それが防災とどういう関係があるのか理解するのが困難だった。効能ばかりで、その効能がどういう効果を発揮するのが皆目わからなかった。

台風第18号による被害状況 →P6参照

【山口県下の被害】



インドネシア船籍貨物船座礁（山口県下松市笠戸島東海域）
写真提供：第六管区海上保安本部

【広島県下の被害】



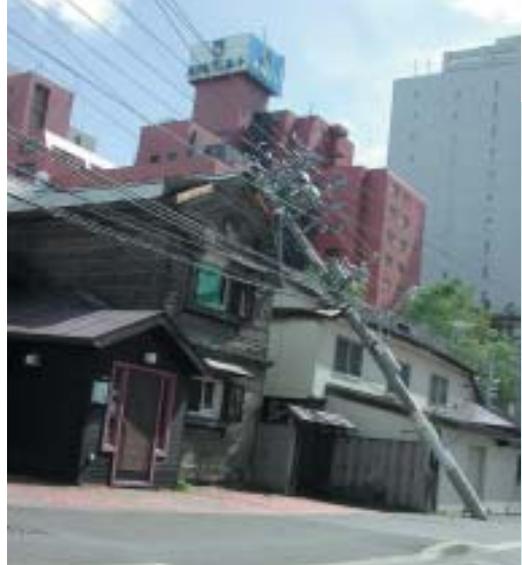
全壊した家屋：倉橋町 写真提供：広島県倉橋町



道路崩壊：安芸津町

写真提供：広島県 安芸津町

【北海道札幌市の被害】



倒れた電柱



倒木と倒れた電柱の復旧作業

写真提供：札幌市

7月新潟・福島豪雨災害 →P7参照



三条市街地南部の浸水状況



見附市：刈谷田川左岸側の浸水状況

写真提供：朝日航洋

中央防災会議を 開催



平成16年7月28日、総理官邸において、 中央防災会議が開催されました。

議事に先立ち、新潟県、福井県に大きな被害をもたらした梅雨前線豪雨災害の被害状況などについて報告がありました。

議事については、まず、豪雨災害に対する防災対策推進のため検討すべき課題およびその対策について報告がありました。今回の災害への対応に関しては、防災情報の伝達や提供が迅速・確実に行われたか、高齢者などの避難体制に問題はなかったか、局所的な集中豪雨に係る観測・予報体制は十分であったかなどの課題が明らかとなっています。このようなことから、7月26日に関係省庁局長会議を開催し、今回の防災活動の検証と改善策について協議し、その主な事項について報告がありました。

第2に、平成17年度防災対策の重点を決定しました。防災対策の重点は、昨年度初めて中央防災会議で決定

したもので、平成17年度に向けての関係機関の取り組み方針となるものです。具体的には、建築物の耐震化の推進、防災情報伝達体制の整備、災害応急体制の整備、防災情報システムなどの整備、防災関連施設の整備、地域や企業の防災力の向上および国際防災協力の推進、被災地の復旧・復興支援の7本の柱を立てています。

第3に、三宅島の最近の動向について報告がありました。三宅島については、4年弱の間、避難生活を強いられており、今年になって帰島に向けた動きが本格化しました。7月20日に三宅村村長は、「島民の帰島の意向をふまえ、安全対策等を講じた上で、平成17年2月に避難指示を解除する」という「帰島に関する基本方針」を公表しました。今後、政府としては、東京都、三宅村と緊密な連携をとって、村民の帰島の支援に万全を期して行きます。

第4に、本年6月に富士山火山防災協議会において報告された富士山火山防災マップの作成などの報告が

中央防災会議における小泉内閣総理大臣挨拶（全文）

このたびの梅雨前線豪雨は、新潟県、福島県、福井県などに大きな被害をもたらしました。私も新潟県の被災現場を視察し、被害の大きさ、悲慘さを改めて認識しました。お亡くなりになった方々の御冥福をお祈りするとともに、被災者の方々に心からお見舞い申し上げます。関係省庁は、地方自治体と連携して、激甚災害法や被災者生活再建支援法などを最大限活用して、被災者に対する支援、被災地の速やかな復旧に全力を挙げて取り組んでいただきたい。

同時に、今回の災害への対応に関し、避難勧告・指示の伝達や高齢者の避難などの課題について検証し、改善すべき点を明らかにして、今後の防災活動に活かすことが重要です。情報伝達体制の整備など必要な対策を速やかに実施するとともに、被害発生の予測など中長期的な課題については、さらに検討を進め、順次、改善措置を講じていただきたい。

三宅島の噴火災害については、四年近い避難生活を経て、三宅村が帰島の方針を決定しました。政府としても、この判断を尊重し、東京都、三宅村と連携して、村民の安全確保、生活再建支援に万全を期してまいります。

わが国の災害対策は、これまで数多くの災害に見舞われた経験をふまえ、その充実を図ってまいりました。今回の災害を教訓として、委員の方々から忌憚のない御意見をいただきながら、政府、地方自治体、地域、ボランティア団体などが一体となって防災対策を一層推進するようお願いいたします。

なされました。今後は、「富士山火山広域防災検討委員会」を設置し、火山との共生の方策をふまつつ、国としての広域防災対策の基本方針をとりまとめます。

第5に、地震防災戦略の策定について報告がありました。大規模地震については、国家的に取り組まなければならない防災対策という認識のもとに、「今後年間で東海地震による人的被害および経済被害を半減させる。」というような具体的目標（減災目標）を平成16年度中に定め、これを共有し、達成状況をモニタリングするものです。減災目標を達成するための方策として、予算・融資・税制等の枠組みや法的枠組みについて検討し、可能な方策については平成17年度から実施することとしています。

最後に、会長専決事項について報告を行いました。

委員から、ボランティアと消防団との連携、防災情報伝達の迅速化、避難における住民教育の重要性、防災行政無線の普及・促進、災害廃棄物の処分などの発言がありました。また、国土交通大臣からは、各地方



整備局および都道府県に堤防等の河川管理施設の状態を再度確認するため、目視による緊急点検を8月中に行うこと、必要に応じ修繕工事その他の適切な措置を講ずることなどについて通達した旨の報告と、直轄河川が破堤した際の緊急危機体制の構築について言及がありました。総理は、高齢者救出の計画の早急な整備、洪水被害を受けた住宅に対する被災者生活再建支援法の積極活用の検討について言及されました。

最後に総理から、被災者に対する支援、被災地の速やかな復旧と同時に、今回の災害への対応に関する課題について検証し、改善措置を講じていくように指示がありました。

● 豪雨災害に対する防災対策推進のため検討すべき課題及びその対策 ●

*7月26日「平成16年7月梅雨前線豪雨災害対策関係省庁局長会議」決定事項

1 豪雨災害時の防災情報の伝達・提供の迅速化・確実化

- ・防災行政無線（同報系）の普及促進
- ・地上デジタル放送による携帯端末向け放送の利活用の検討
- ・携帯電話の緊急通報者の位置情報通知
- ・電気通信サービスの障害等の迅速な情報収集
- ・非常時における通信確保
- ・防災情報システムの整備促進と広域連携についての検討
- ・ハザードマップの作成・活用の促進
- ・地図表示等による分かりやすい防災情報の提供・共有化
- ・要員派遣を含めた国と自治体との連携強化
- ・ヘリテレ等の整備による情報収集力の向上
- ・避難勧告・指示、避難行動マニュアルの整備
- ・評価指針策定を含めた市町村の防災力強化推進
- ・洪水時の水位危険度や浸水等情報のリアルタイム提供
- ・地上デジタル放送等を活用した防災情報提供手法の検討
- ・多様な手段を用いた避難支援情報提供の強化
- ・重要水防箇所情報の周知
- ・土砂災害情報相互通報システム整備事業の実施
- ・土砂災害警戒情報の提供の本格実施
- ・水害に対する住民等の理解の向上

2 災害時に高齢者等が安全かつ迅速に避難できる体制の整備

- ・高齢者等災害時要援護者の避難支援ガイドラインの策定
- ・高齢者等の早期避難のための水位等の情報提供
- ・高齢者等早期避難のための消防団等の充実強化
- ・水防活動における避難誘導支援の充実

3 河川堤防の点検・整備をはじめ総合的な治水対策の推進

- ・堤防等の目視による緊急点検
- ・中小河川における堤防点検・対策ガイドラインの策定
- ・堤防等の点検と弱部の緊急強化対策

4 局所的集中豪雨に係る観測・予報体制等の充実強化

- ・防災気象情報の精度の向上
- ・市町村防災対応を支援する防災気象情報の提供
- ・小流域の河川における実用的な洪水予測の検討
- ・浸水予測情報提供の検討
- ・洪水予報河川の指定の推進

5 その他

- ・ボランティア活動の支援強化
- ・ゴムボート等の救助資機材の確保や排水ポンプ車等による応急対策支援
- ・緊急消防援助隊、広域緊急援助隊（警察）の整備促進
- ・地域防災拠点となる公共施設の安全性確保・被災（水没）対策の推進
- ・企業・NPO等の防災活動への参画の検討

災害による被害相次ぐ

7月から9月にかけて、日本列島を台風第10号、第11号、第15号、第16号、第18号が相次いで上陸・通過したほか、猛暑が続く不安定な天候の下、大雨による被害が西日本を中心に相次いで発生しました。また、紀伊半島沖および東海道沖の地震が発生、浅間山が噴火しました。

台風第18号による被害

9月4日から8日にかけて台風第18号の影響で、沖縄、九州、中国、北海道で記録的な風（広島で最大瞬間風速60.2m：観測史上1位を記録）や、九州の一部で総降水量900ミリを超える大雨が観測されました。

この台風第18号は、39道府県に被害をもたらし、死者・行方不明者45名、負傷者1,301名、住家被害は、全・半壊957棟、一部破損42,183棟、床上・床下浸水8,360棟（消防庁調べ：9月15日10時現在）、公共土木施設、農林水産業関係をはじめ、交通機関にも多くの被害や影響を及ぼしました。船舶乗り揚げなどの事故も、多く発生しました。

被害が大きかった広島県呉市および倉橋町に対し、9月7日付けで、災害救助法と被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金支給制度が適用されました。

台風第16号による被害

8月27日から31日にかけて、台風第16号は大型で強い勢力で鹿児島県に上陸した後、ゆっくりとした速度で九州、中国地方を縦断し、特に九州、四国および近畿地方の各地では長時間にわたって暴風、高波、大雨の状態が続き、西日本を中心に各地で高潮が発生しました。

この台風第16号は、41都道府県に被害をもたらしました。死者・行方不明者17名、負傷者267名、住家被害は、全・半壊124棟、一部破損7,037棟、床上・床下浸水46,566棟となっています（消防庁調べ：9月15日17時現在）。

このような被害に対して、香川県、宮崎県、愛媛県、岡山県は、被害の大きかった市町村に対し、災害救助法を適用しています。また、被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金支給制度が、愛媛県大洲市に適用されました（適用日8月30日）。

■7月～9月中旬にかけて日本付近に襲来した5つの台風



凡例：図中の0410は、2004年台風第10号であることを示す。

以下、0411、0415、0416、0418も同様。

→は消滅を示す。また、経路の実線は台風期間を示し、破線は熱帯低気圧または温帯低気圧の期間を示す（速報解析による経路は台風期間のみ）。

（注）本経路図は速報解析値であり、後に変更される場合があります。
 資料提供：気象庁

台風第15号と前線に伴う大雨による被害

台風第15号と前線に伴う大雨は、8月17日から20日にかけて、九州から北海道にかけての19道府県に被害をもたらし、死者・行方不明者10名、負傷者22名、住家では、全・半壊40棟、一部破損212棟、床上・床下浸水3,034棟の被害が発生しました（消防庁調べ：8月27日10時現在）。

被害が大きかった高知県大川村に対し、高知県は災害救助法を適用、また愛媛県新居浜市には、災害救助法と被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金支給制度が適用されました（適用日8月17日）。

台風第10号、第11号および

関連する大雨による被害

7月29日から8月2日にかけて、台風第10号とそれに関連する大雨が、さらに8月4日から5日に台風第11号が14道府県に被害をもたらし、死者・行方不明者3名、負傷者19名、住家の全・半壊27棟、一部破損65棟、床上・床下浸水2,634棟の被害が発生しました（消防庁調べ：8月26日9時30分現在）。

徳島県は、被害が大きかった徳島県上那賀町および木沢村に対し、災害救助法の適用を決定しました（適用日7月31日）。

9月5日の紀伊半島沖および東海道沖の地震

平成16年9月5日19時7分頃、紀伊半島沖でマグニチュード6.9の地震が発生し、奈良県下北山村、和歌山県新宮市で震度5弱を観測しました。

また、同日23時57分頃、東海道沖でマグニチュード7.4の地震が発生し、三重県松坂市、香良州町、奈良県下北山村、和歌山県新宮市で震度5弱を観測しました。

気象庁は、紀伊半島沖の地震発生後に、三重県南部、和歌山県沿岸などに津波注意報を発表、また、東海道沖の地震では、和歌山県、愛知県外海、三重県南部に津波警報を、高知県から千葉県沿岸に至るその他の地域に津波注意報を出しました。しかし、避難勧告を出した市町村は、東海道沖地震時の三重県と和歌山県のわずか12市町村に限られています。

紀伊半島沖の地震では軽傷者6名が、東海道沖の地震では、重傷者6名、軽傷者30名が発生しています（消防庁調べ：9月13日12時現在）。

浅間山の噴火

浅間山では9月1日20時2分、山頂火口で爆発的な噴火が発生しました。噴火に伴い、大きな爆発音と噴石が山腹まで飛散する様子が観測されました。浅間山が噴火したのは昨年4月18日以来、中腹まで噴石を飛ばすような規模の噴火については1983年4月8日以来です。群馬県では、「浅間山噴火災害警戒本部」、長野県では「浅間山火山対策連絡本部」を設置しました。

さらに14日15時36分頃の噴火では、噴煙の高さは山頂上約2,500mに達しました。また、16日から17日にかけては、小規模の噴火がほぼ連続的に発生し、降灰は関東地方南部でも観測されました。これらの噴火に伴い、降灰による農作物被害などが出ています。

気象庁は1日の噴火および14日の噴火に際し、臨時火山情報を出しました。今回の噴火により、浅間山の火山活動度レベルは3（山頂火口で小～中規模噴火が発生）に変更されています。

気象庁は、浅間山の火山活動は活発な状態が続いていることから、十分注意するよう呼びかけています。

浅間山の9月1日の噴火の状況



写真提供：利根川水系砂防事務所

平成16年7月新潟・福島豪雨災害続報

7月12日から13日にかけて、新潟・福島の両県に及んだ豪雨災害では、以下のような被害が報告されています（消防庁調べ：9月10日15時現在）。

平成16年7月新潟・福島豪雨による被害状況について

都道府県	人的被害（人）			住家被害（棟）				
	死者	負傷者		全壊	半壊	一部損壊	浸水	
	重傷	軽傷	床上				床下	
福島	1	1					8	90
新潟	15	2	1	70	5,354	94	2,141	6,118
合計	16	3	1	70	5,354	94	2,149	6,208

平成16年9月10日15時現在（総務省消防庁調べ）

災害後の大量の廃棄物の処理も、県内外の市町村職員の応援を受けながら終了し、河川の破堤箇所への応急復旧は、すべて8月末までに完了しています。新潟県社会福祉協議会では、新潟県庁と調整の上「救援ボランティア連絡窓口」を設置し、また4市1町にボランティアセンターが設置されました。8月10日までに45,229人（1日最大：5,109人（7/24））の救援ボランティアの活動実績を残し、ボランティアセンターは、8月上旬に解散しています。

また、新潟県は長岡市など4市2町1村に対し、災害救助法を適用（適用日7月13日）したほか、三条市、長岡市および中之島町に応急仮設住宅400戸を建設（8月10日より順次入居）しました。被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金支給制度が4市2町1村に適用されています。

次のP8に、被災した新潟県見附市の久住市長からご寄稿をいただきましたので、ご覧ください。

海外の災害

7月から9月にかけて、海外においても多数の水害による被害、地震、竜巻による被害などが発生しています。それらの災害のうち、日本からは8月から9月にかけて、以下の海外緊急援助がなされています。

8月～9月の海外緊急援助（自然災害関係）

対象国	災害	災害期間	供与決定日	供与内容
バングラデシュ人民共和国	洪水	7月	8月6日	約2,800万円の緊急援助物資（抗生剤、解熱剤、経口補水剤、調理器具、衣類、バケツ、石けん、ローソクなど）
グレナダ	ハリケーン	9月7日	9月13日	約670万円の緊急援助物資（テント、プラスチックシート、発電機）
ジャマイカ	ハリケーン	9月10～11日	9月13日	約1,220万円の緊急援助物資（テント、発電機、プラスチックシート、スリーピング・マット、毛布）
バングラデシュ人民共和国	洪水	7月	9月14日	国連児童基金（ユニセフ）を通じた、約94万ドル（約1億300万円）の緊急無償資金協力（飲料用井戸の設置等を目的とする）

7.13 水害の教訓を今後に生かそう

新潟県 見附市長 久住 時男

この度の水害に際しては、国並びに全国の自治体、企業・団体・個人から多大な支援をいただき、この紙面をお借りしまして御礼を申し上げます。

平成16年7月13日、当市の中心部を東西に横切る河川で、過去に暴れ川と言われ、大規模改修の結果平穩を保っていた刈谷田川かりやだがわが37年ぶりに破堤しました。平年の5、6月の合計降雨量を一日で降らせた今回の豪雨の前で、いとも簡単に濁流は堤防を越え、市内で刈谷田川の本川、支流合わせて5箇所が破堤、それにより住宅では半壊1棟、床上浸水874棟、床下浸水1,138棟、一部損壊2棟、農業被害、産業被害、公共施設被害など推計被害総額は184億円にものぼり、過去に例の無い甚大な被害を受けました。

この災害の復旧には、長い時間と多額の費用がかかりますが、今後災害時に生かせるものとして感じたことがありますので、いくつか挙げてみたいと思います。

1 避難勧告（指示）の周知徹底

他市町でも問題として挙げられましたが、避難勧告情報の周知徹底です。当市では防災無線などの設備がありませんので、電話で市囑託員（区長さん）に伝えて町内組織を使って周知する方法と、広報車による巡回の2つの方法で周知しました。囑託員を使った周知では、囑託員が不在の場合の予備の連絡網の設置の必要性を感じました。また、広報車は最近の住宅が「高気密高断熱」仕様が多くなったことや、雨の音に拡声器の音がかき消されて聞こえないということです。これについても災害の影響を受けない通信機器などを使った周知方法の検討が必要です。

2 お年寄りの避難誘導

寝たきりや一人暮らしなど支援が必要な方の情報は市保健福祉部門で把握してはいますが、広範囲にわたる災害では市職員だけで対応できません。それに対応するためには、行政を中心に民間の介護支援事業者と地元住民が連携して、事業者が保有する専用車両などを借り上げて、お年寄りを早く安全な避難所に避難させることではないかと考えます。

3 避難所への情報提供

7月13日には公設、民間合わせて22か所の避難所に3,146人もの避難者を収容いたしました。避難所の周

辺道路が水没したり、電話の不通でタイムリーな情報を避難所に送ることができず、避難された市民に不安を与えた面もありました。携帯電話もなかなか繋がらない状態の中で、メール、ホームページが有効に機能し、当市では13日から市公式ホームページで被害の状況や避難勧告の範囲、刈谷田川の水位、避難所ごとの避難者名簿などを提供しました。ただ、停電したところやネットワークを整備していない避難所なども多く、今後は携帯電話を利用したノートパソコンの整備などでタイムリーな情報提供をすることが、避難者の不安を無くする有効な手段だと感じました。

4 災害情報の収集と周知

いち早く災害対策本部を設置したり、避難勧告を行うためには正確な情報収集と市民にわかりやすい周知方法が重要です。今回当市では民間の気象予報業者から地域のスポット情報が提供され、避難勧告（指示）やその解除などを判断する重要な情報となりました。今後、風水害などに対応する際に重要な位置付けをする必要があると感じます。また、河川の水位情報は行政などの観測情報を適時受信しており、これをホームページで市民向けに提供していましたが、水位の単位が「標高」で表されており、市民から見た時に堤防の上端まであとどのくらいまで水が迫っているのかわからず、一般的ではありません。平時に実測して換算しておき、どの程度の危険が迫っているのか知らせる必要があると感じております。

5 災害ボランティアの受け入れ体制の整備

今回の災害では市内外から延べ三千人を超えるボランティアの皆さんからご支援を頂き、被災された市民から「ありがたかった、助かった」と非常に沢山の感謝の声があがりました。大きな災害の経験が少ない当市ではこのような沢山のボランティアを受け入れた経験がなく、行政も市民も経験不足から、当初はどのように活動していただいたらいいのか戸惑い、効率的に働いてもらうことができない場面もあったと聞きました。今後は、当市からの派遣も含めて組織作りをしていく必要があると感じております。

以上、大きな被災を受け感じたことをまとめてみました。当市の経験が今後の防災対策の一助になることを期待しております。

写真提供：新潟県見附市



ボートで救助活動にあたる警察職員



避難所となった市内小学校で水没した乗用車



被災地の公園に集積された被災ごみ

平成16年7月福井豪雨災害続報

新潟・福島豪雨の後、7月17日から18日にかけての梅雨前線活動の活発化に伴い、福井県下では、約12万人に避難勧告が出されました。

福井県下における被害は、死者・行方不明者5名、負傷者19名、住宅の全・半壊201棟、一部破損229棟、床上・床下浸水13,726棟となっています（消防庁調べ：8月27日18時現在）。

福井県は、福井県福井市、鯖江市、今立町、美山町、池田町に対し、災害救助法の適用を決定し、避難所の設置、食品の給与等を実施（適用日7月18日）、美山町に応急仮設住宅20戸を建設（8月9日より順次入居）、福井市に応急仮設住宅1戸を建設中です。また、被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金支給制度を福井市、鯖江市、今立町、美山町および池田町に適用（適用日7月18日）しました。

新潟豪雨被災地と同様に、災害後の大量の廃棄物の処理も、県内外の市町村職員の応援を受けながら終了しました。

福井県社会福祉協議会では、福井県と協議の上「県水害ボランティア本部」を設置し、また2市2町にボランティアセンターが設置されました。このうち、1市2町では、8月上旬までにボランティアセンターを解散しています。救援ボランティアは、8月10日現在で57,899人（1日最大：8,861人（7/24））が活動しました。

福井県および県下9市町で設置された災害対策本部は、8月末までにすべて廃止され、新たな体制の下で、本格復旧に向けた活動が続けられています。

防災ヘリ「きんぎ号」より撮影した破堤直後の福井市内



写真提供…国土交通省
近畿地方整備局

民間と市場の力を活かした防災戦略の基本的提言

「民間と市場の力を活かした防災力向上に関する専門調査会」が提言をとりまとめ

8月25日の中央防災会議「民間と市場の力を活かした防災力向上に関する専門調査会」(第三回)において、「民間と市場の力を活かした防災戦略の基本的提言」がとりまとめられました。

これまでの経緯

災害の原因を取り除くことは困難ですが、被害をできるだけ減少させるためには、行政が行う「公助」に依存するだけでなく、一般の企業活動や社会システム、市民生活と密接に関わる自治会や商店会、PTA、各種NPOなどの民間分野が本来持っている知恵やスピードを、効果的に、また主体的に防災対策の中に組み込んでいくことが重要です。これら「自助」と「共助」の活動を行政がより積極的に支援し、また互いに連携していくための課題を明確にしていく努力は、残念ながらこれまで決して十分ではありませんでした。

そこで、民間や市場の力の活用をテーマに、平成15年9月18日、中央防災会議の専門調査会として、「民間と市場の力を活かした防災力向上に関する専門調査会」が設置されました。ここでは、委員全員による全体討議とは別に、消費や企業活動を通じて社会の防災力向上を図るための施策を検討する「市場・防災社会システム分科会」、地域住民や地元団体、NPOなどの主体的活動に基づく防災まちづくりを推進するための施策を検討する「防災まちづくり分科会」の2つの分科会においても、議論が活発に行われました。また、広報「ぼうさい」第21号ですでに紹介しましたが、一般の方からも防災力向上に役立つご意見やアイデアの募集を行いました。

これら一連の議論や一般の方からのご意見などをふまえてとりまとめられたのが、今回の「民間と市場の力を活かした防災戦略の基本的提言」です。

社会の防災力を高めるには、平時から社会システムの一部として、防災を定着させることが重要です。また、「災害」は、それを迎え撃つ社会のあり方によって様子が大きく変わってきます。今回の提言は、具体的に防災力を向上させるための施策項目を提案しています。さらに中央防災会議や政府への提言であるばかりでなく、「自助」と「共助」の観点から国民一人ひとりに対して、こういう取り組みを行うことで、社会や地域がより災害に強いものへと変わっていくのではないかと、という提案ともなっています。

官民連携による防災力向上の取り組みに、幅広い皆様のご参加をお待ちしています。



「民間と市場の力を活かした防災戦略の基本的提言」の概要

大きく次の3つの取り組みが提案されています。

**防災対策に関する社会の目標明示
多様な主体による取り組みと環境整備実施
具体的方策の明示**

1 防災対策に関する社会の目標明示

- ・事前の対策や平時の備えを適切に行うことで、被害を軽減することは可能。
- ・平時から「災害に強い社会、災害へ備えた社会」の実現に努力するための、具体的な目標を官民が連携して提示し、社会全体で共有することが必要。
- ・大きな目標を持って、行政が取り組みを掲げると、結果として、企業の防災対策を奨励、促進、誘導していくことにつながる。

このように、防災対策の推進には、「いつまでに」「どの程度」被害を軽減させる、などの具体的な目標の明示が必要であると考えられます。

2 多様な主体による取り組みと環境整備実施

個人、地域の諸団体、NPOなどによる取り組み
個人、地域の諸団体、NPOなどによる取り組みとしては次の点が指摘されています。

- ・防災まちづくりの活動を日常的に続けるためには、「防災のために何かをする」取り組みだけでなく、「 のために」あるいは「 に併せて」防災の取り組みを行っても問題はない。
- ・専門職にやってもらうのではなく、自分自身が知識や技術を持ち、自分で問題解決すること、すなわち市民自らが「防災エンパワーメント」(防災力をつけること)が大事である。

- ・受け身の立場である「防災訓練」などの「外発的」防災活動だけでなく、自らが減災のための具体的な取り組みを検討し、実行する「内発的」防災活動が重要である。



平塚：防災街歩き

企業による取り組み

企業による取り組みとして、次の事項が掲げられています。

- ・「防災（減災）ビジネス」の市場が十分育ち、「リスク軽減投資」や「業務継続計画（BCP）」の取り組みが十分行われ、そうした企業が適切に評価されるためには、「情報開示」が重要である。
- ・情報の非対称性を解消するための「情報開示」、「説明義務」に関する仕組みを構築し、市場メカニズムを活用して、財・サービスや、企業の取り組みが適切に評価される仕組みを構築することを目指す必要がある。

「業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）」バックアップシステムやバックアップオフィスの整備、要員の確保、安否確認の迅速化などにより、災害時の事業活動中断から可能な限り短期間で重要な機能を再開させ、業務中断に伴う顧客取引の競合他社への流出、マーケットシェアの低下、企業評価の低下などから企業を守るための経営戦略。BCP策定を推進し、発災後速やかに企業活動が再開することは一企業の問題に限らず、地域ひいてはわが国全体の経済的社会的安定の確保という観点から重要である。

3 具体の方策

「地域や民間で防災まちづくりを進めるための方策」、「企業と市場の力をよりよく発揮させるための方策」、「社会と地域の「備え」を高める方策」、「緊急に実施すべき減殺対策」について提案を行っています。この際、ガイドラインなどのマニュアル作りだけでなく、より実現性を高めるための補助、融資、税制優遇制度の創設に

なお、今回の提言の詳細は、下記の内閣府防災情報ホームページ掲載資料をご覧ください。

http://www.bousai.go.jp/MinkanToShijyou/2004/08/2004_08_25_SenmonShiryuu.pdf

企業による防災の取り組みの概念図



ついて検討することも提案しています。今後、早期に実施が可能なものから検討を開始していく予定です。

（具体方策の例）

- ・ 企業の災害時業務継続計画（BCP）策定支援
- ・ 防災まちづくり促進のための環境整備
- ・ 地震保険などの普及促進
- ・ 企業の防災投資が投資家などに評価される仕組みの構築
- ・ 災害対策基準としての防災規格検討
- ・ 防災マーク制定と普及
- ・ 企業と行政機関との防災対策協定促進
- ・ 企業の減災投資と地域貢献支援
- ・ 防災ビジネス促進 など

今後の予定

すでに述べましたが、この提言を単なる努力目標に終わらせることなく、今後はその実現に向けて（たとえすべてを一度に実現することは困難であっても）取り組みを進めていくことが重要です。このため、専門調査会としても引き続きフォローを続けていくため、今後1年程度継続して活動するとともに、当面の重点的、緊急的な課題として、

業務継続計画（BCP）および企業の防災活動の評価
防災まちづくりの支援策

の2つについては、外部メンバーの参加も得たワーキンググループを設置して、より具体的、現実的な議論を進めていく予定です。



中部における防災対策の推進事例

(社)中部経済連合会 常務理事
松岡 和良

日本一のモノづくり圏・中部

中部経済連合会は、長野、岐阜、静岡、愛知、三重の中部5県にある企業、団体約780社で構成される広域経済団体であります。また、中部は工業出荷額が約68兆円と全国の約4分の1を占める日本一のものづくり圏であり、日本のまん中に位置し、東西交通の要衝であります。

工業出荷額（2002年）

中 部	68.4兆円
愛 知 県	34.5
東 京 圏	53.0
関 西 圏	42.7
全 国	269.3

現在、中部地方に影響を与える可能性の高い大地震として「東海地震」、「東南海地震」が想定されていますが、特に「東海地震」は1854年に発生した「安政東海地震」から約150年間発生していないため、いつ発生してもおかしくない状況であると見られています。巨大地震の発生により当地域が大きな被害を受けることになれば、当地域のみならず日本経済にも大きな影響を与えることが予想されます。

中経連・企業防災連絡会の設立

企業にとって自社の地震被害を最少限に抑えるとともに、地域の復旧を図り、通常操業を早期に再開させることは企業の責務であります。防災対策を検討する上で、自助、共助、公助それぞれの取組みが重要なことは申すまでもありませんが、専門調査会の提言にもありますように、平素から企業活動の中に災害に備えるという意識が根付くような仕組みを考えていくことが大切であります。そこで中経連では会員企業の意識の高揚を目的として、昨年6月に「企業防災連絡会」を設立しました。これは中経連が国や自治体と会員企業の橋渡しの役割を果たし、地震対策などについての情報交換を行うとともに、地域との共助のあり方などを議論しようというものであります。連絡会の活動といたしましては、これまでに8回の講演会を開催いたしました。毎回、会員企業から200名以上の出席があり、改めて企業の方々の地震防災に対する関心の高

さを実感しています。

また連絡会では名古屋市の協力を得て、本年3月に「企業における地震対策ガイドライン」を作成、会員企業に配布しました。ガイドラインでは、事前の予防対策、発生後の応急対策、復旧対策という流れに沿った地震対策や、企業と地域との連携についても記載をしています。

名古屋市における防災まちづくり活動例

名古屋市では昨年11月に「名古屋駅地区防災まちづくり検討委員会」が設立されました。この検討委員会は、内閣府の防災まちづくりモデル事業にも指定されました。名古屋市が関係者に呼びかけ設立されたもので、中経連も参画し、当地域の交通の要衝である名古屋駅地区における地震災害発生時のビルや地下街での混乱、滞留者問題について地域防災力の向上という視点から方向性の検討を行いました。本年3月には報告書もまとまりましたが、今後、情報提供、人づくり、事前の備え、発災後の対応等に関して、行政と企業が連携をとって具体的な取組みに発展させていくことが期待されています。

専門調査会に参画して

まずは私自身、大変勉強になったことについてお礼を申し上げるとともに、大きなテーマについて様々な意見が出される中、基本的提言をおまとめいただいた事務局の皆様には敬意を表します。

専門調査会では防災まちづくりについていろいろな取組事例をご紹介いただくとともに、いかに活動を継続していくか等の点についてのご苦労話も聞かせていただきました。企業の防災力向上、地域の防災力向上を考えていく上で大変参考になりました。防災意識の向上を図り、それを行動に移し、持続、定着させていく中で、私ども中経連の活動はまだ入口の段階かも知れませんが、今後更にステップアップをしていきたいと考えています。

今回の提言には災害に強いまちづくりのために、取り組むべき方策も盛り込まれていますが、国においてはその具体化に向けて、引き続き支援をお願い申し上げます。



企業の力をいかに防災に役立てるか

～専門委員会に参画して～

アクセンチュア ディレクター
中谷 幸俊

昨年9月に始まった専門委員会と二つの分科会では、さまざまな立場からさまざまな意見が飛び交った。すべての会合に参画し、この議論の進化過程を体感させていただいた一年だった。

『企業の力をいかに防災に役立てるか』は、一年の議論で結論が定まる程容易ではない。ともすればコストとしてしか見られない防災対策が「企業価値の継続的向上」という企業目標に大きく貢献するのだという二律背反を解く回答を求めたが、なかなか現われなかった。企業を益する防災対策の具体的確信が必要だからだ。今後引き続き検討を重ねる大きな課題だ。だが「災害発生時に何が起るか、何が大事か」という防災の根本的な理解は認識を重ねることができたのではないだろうか。以下、この一年の議論から感じたことを連ねてみた。

ミュヘン再保険レポートは衝撃的だった。「東京は災害発生率世界一の最も危険な都市」とある。では逆手を取って、東京の防災システムは最高だ、と世界をうならせるブランドを作り出したいものだ。

「非日常へは日常で対応する」との共通認識ができる指針となった。

防災まちづくり分科会での「人が動くのは楽しい事と儲かる事」の意見は本質をついた大切な指摘だった。企業も同じ動機付けが必須と賛同した。

子供達を村ぐるみで育てていた古き良き日本こそが、防災において地域コミュニティの最良のモデルとなることに気付かされた。

民々で始まった「震災疎開パッケージ」は、地域興しのためにも波及効果の大きい優れた構想と注目された。

阪神・淡路大震災における死亡理由の大半が住居崩壊による圧死だが、未だ都心3区では旧耐震ビル6,000棟、全国で耐震性が不足している住宅は1,400万戸という現状だ。官民双方の重たい課題として認識された。

現状認識のため、阪神・淡路大震災体験者、ライフライン企業の防災責任者、有識者、いくつかの民間企業など15回のヒアリングを実施した。得たものは大きかった。

初動の対応が鍵 被害あるなしの単純情報が貴重 同時にあらゆる手を尽くすべき 多様な情報取得方法の整備 事前準備の大切さ 時間の経過とともに変化する課題 ミクロの現地情報の価値 安否確認の実現により、帰宅難民はレスキュー隊に変身できる 企業の防災は専任体制が必須 阪神・淡路大震災でより高くなったライフライン各社の防災目標...

今後の検討に期待したい領域がいくつも見えてきた。

災害緊急特区のモデル研究 時間経過に伴い変化する課題と企業力発揮への、平時の企業活動との連携性 BCP(事業継続計画) 防災CSR(防災における企業の社会的貢献) 魅力ある地震保険 売買・賃貸される家屋への耐震診断義務化 防災情報の包括的提供手段 災害基金 教育への反映...

分散型水源システムや、軽量化によるビルの再生と耐震強化など、防災力向上へのビジネスが生まれ始めた。また、注目すべき防災ベンチャーも現れた。

委員会の議論の息づかいが伝わるような報告書にしたいと今回、専門委員の主な発言やパブリック・コメントなど、意見の異なるさまざまな生の声が併記された、画期的で実のある内容となった。

各会の議論を通じて痛感したことは、官民双方の意識改革が喫緊のテーマであることだ。災害発生に伴う影響は、その深さと広さで他に例を見ない複雑なものとなることに、誰も異論はない。官と民、組織人と個人、行政や業界の違いもなく、国家の総力戦でしか解けない重たい課題だ。平時に問題意識を持ち続けなければいけない。平時の企業活動の延長線上に『防災』が位置づけられていなければいけない。どうしたら良いのか。

今回の報告を踏まえ、現実味のあるさまざまな取り組みが可能なところから着手され、国家の資産となる仕組みが求められる。そこにはすべての当事者の建設的な協体制が前提となる。

「おもしろくて、儲かって、年々、国家の防災資産が充実していく」そんな仕組みが出来上がることが、21世紀の日本を築いていく礎いしづえとなるに違いない。



言い放しにしてはならない基本的提言

読売新聞東京本社論説委員

井川 陽次郎

ニュースについて古くから言われる文言に、「犬が人を噛んでもニュースにはならないが、人が犬を噛めばニュースになる」というものがある。どこにでもある当たり前の話題では誰も関心を持たず、新聞やテレビのニュースにはなり得ない、という意味だ。逆に言えば、意外性があればニュースになる。ニュースの軽重を判断する際のひとつの目安でもある。

今回の特集で取り上げられている「民間と市場の力を活かした防災戦略の基本的提言」は、この目安で言えば、「人が犬を噛んだ」の分類に入る。つまり、かなりの意外性がある。

実際、私が勤務している新聞社内の会議で、「民間力と市場メカニズムを使って防災力を向上させる方策を中央防災会議の調査会がまとめるそうだ。これを取り上げてみたい」と言った時の周囲の反応は、「本当かよ？」だった。

そう驚かれても仕方がない。そもそも世間では、防災はやっかいなもの、と思われている。手間はかかるし、お金も余計にかかるのだから、民間が積極的にやるはずはない、という先入観がある。ましてや、利益追求型の市場メカニズムを活用することは不可能、と考える方が、常識としては正しい。

こうした「常識」を裏付ける話は山ほどある。住宅の耐震性を強化するために地方自治体が補助金など多彩な施策を整えても、改築は一向に進まない。その理由のひとつが、いつ来るか分からない大地震のために余計なお金は出したくない、という思いであることは間違いない。高速道路や橋梁などの土木工事では、耐震性にかかわる手抜きや欠陥工事が多数見つかる。こちらの方は、少しでもコストを下げたい、という市場原理が脱線し、暴走した結果だろう。

「面倒なこと」を「楽しい」に、「もうかるはずのない」ことを「もうかる」に変える提言は、科学史上も悪名の高い錬金術ではないか、という訳だ。

防災の常識を裏切る内容

実際の提言は、こうした疑念を見事に裏切ってくれた。詳細は、提言の本体に目を通してもらうとして、民間が地域ぐるみで防災に取り組めば、「面倒で手間がかかること」も「楽しみ」に変わることが実例入りで

紹介されている。さらに、例えば、住宅の耐震改築でさえ、市場メカニズムを使って進めようと思えば、多彩な可能性があることが見て取れる。

大地震に限らず、大きな災害で一時的に防災への関心が高まっても、時間がたてば、一人ひとりの意識は薄れてしまう。自然の猛威が相手では、国や自治体の対策には、どうしても限界がある。だが、社会や経済のシステムの中に防災対策が定着すれば心強い。

提言は、「コロンブスの卵」と言える。言われてみれば当たり前。しかし、なかなか、そこまでは思いが巡らない。そうした知恵を満載している。

だが、大切なのはこれからだ。提言の内容がどこまで国民に浸透し、具体的な形となるのか。絵に描いた餅では意味がない。「民」が主役となって活躍するためには「舞台」をしっかりと築く必要がある。

黒子としての「官」の役割が大切

その意味では、黒子としての「官」の役割が大いに気にかかる。「官」主導の提言は、通常、各省庁の権限や予算にかかわる部分を除けば、言い放しに終わることが実に多いからだ。

法令を改正して権限を増やしたり、予算を獲得したりするだけで息切れになるのか、それとも、提言はしたのだから、それで十分、ということになるのか、理由はいろいろあるだろう。今回の提言については、そんな「常識」「先入観」も裏切ってほしい。

実物に目を通してもらえばわかるが、今回の提言の特徴のひとつは、調査会に参加した委員たちの意見をできるだけ肉声で、数多く盛り込んであることだ。「お役所の作文」といわれる従来の報告書とは性格を異にしている。役所が主導して具体化するのになじまない項目も多く、ある意味で言い放しに終わる恐れは高いが、その一方で、取り組み方次第でいろいろな展開が期待できる内容と言うこともできる。

言うまでもなく、官、つまり行政の役割には、大きく「規制」と「誘導」がある。ムチとアメ、と言い換えてもいい。政策を実現して行くために、どこでムチを振るい、どこでアメを使うか。関係する省庁、業界は多く、これからが大変だが、大災害はいつ来るか分からない。黒子の活躍にも期待したい。



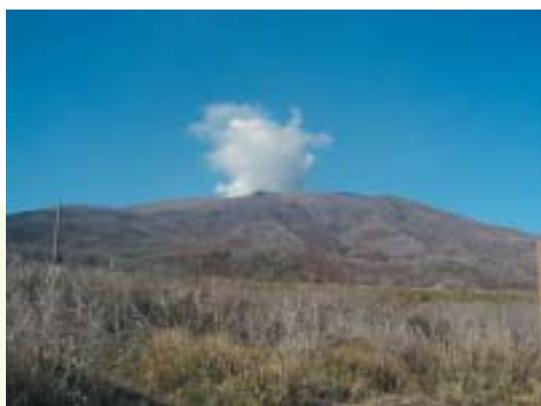
三宅島の「帰島に関する基本方針」について

三宅島については、平成12年6月に緊急火山情報が発表され、その後、火山活動が活発化し、9月2日には全島民に対して島外避難指示が行われました。以降、国・都・村において三宅島の各種インフラの復旧や村民の生活支援、住宅対策、事業者への支援、雇用・就労確保等の各種対策をとってきています。

平成15年3月には、「三宅島火山ガスに関する検討会」において安全確保対策などがとりまとめられ、また、平成16年3月には、「三宅島帰島プログラム準備検討会」において、帰島に関して必要となる各種対策と課題に関する報告がとりまとめられました。さらに、平成16年6月30日には、三宅島火山活動に関する火山噴火予知連絡会により、「全体として最近1年半以上大きな変化はなく、現段階で、火山活動が活発化する兆候は見られない」との統一見解がとりまとめられました。

このような経緯をふまえて、7月20日に三宅村が「帰島に関する基本方針」を公表しましたので、その概要を紹介いたします。

なお、政府としましても、この村の判断を尊重して、東京都、三宅村と協力のうえで村民の方々が円滑に帰島し、かつ一日も早く安定した生活を取り戻せるよう、三宅島帰島対策関係省庁等連絡会議を設置して支援を行うこととしています。



噴煙を上げる雄山（伊豆地区から撮影）



三池地区

帰島に関する基本方針の概要（三宅村）

1. 前提

三宅島の火山活動は、全体として最近1年半以上大きな変化はなく、現在程度の火山ガスの放出は当分継続する可能性があると考えられるが、現段階で、火山活動が活発化する兆候は見られない。（平成16年6月30日発表、火山噴火予知連絡会統一見解）

2. 村民の状況

意向調査では、火山ガスのリスクを受容しても帰島したいとの意向が回答の約7割

村民は、ほぼ4年にわたる避難生活で精神的、経済的負担が限界にきている

3. 基本的な考え方

基本的な考え方は『火山ガスとの共生』

帰島は、村民個々の自己責任に基づく判断

村は、火山ガスの監視・観測、情報伝達、避難体制の整備、健康管理・医療管理の確保を実施

危険な区域（火口周辺・高濃度地区等）は、立ち入り禁止、居住制限等を村条例で規定

三宅島帰島プログラム準備検討会報告の着実な推進

4. 避難指示の解除

平成17年2月に災害対策基本法に基づく避難指示の解除

5. 今後の取り組み

帰島対策本部の設置等

安全確保対策等

受け入れ準備

村民の引越し＝本格帰島期

教育・福祉関係施設の再開

生活の再建

帰島計画



一時帰宅が終了し乗船

写真提供：東京都三宅村



World Conference on Disaster Reduction
18-22 January 2005, Kobe, Hyogo, Japan

(国連防災世界会議ロゴマーク)

国連防災世界会議プレイベント

国際防災オープンフォーラム

「防災の日」と「防災週間」に考える

大災害からの復興～万人のためのより安全な世界へ向けて～

8月24日、国際防災オープンフォーラム『「防災の日」と「防災週間」に考える：大災害からの復興～万人のためのより安全な世界へ向けて～』が、国連大学のウ・タント国際会議場で開催されました。

このフォーラムは、来年1月に兵庫県神戸市で開催される国連防災世界会議へ向けて、国際防災協力の重要性を訴えるために、内閣府、アジア防災センター、国連国際防災戦略、国連大学、国連開発計画の共催で開催されたものです。当日は皇太子殿下にご臨席を賜り、関係機関、民間企業、在京大使館、マスコミおよび一般参加者など250名を超える参加者のもと開催されました。

まず、国連防災世界会議の事務局である国連国際防災戦略事務局で、会議の成功に向けて活躍されているヘレナ・モリン・ヴァルデス次長が、「国連防災世界会議～持続可能な発展に向けた災害に強い国やコミュニティづくり～」と題する基調講演を行いました。続いて、4名の政策担当者や研究者から講演があり、災害から復興・再建の段階について、どのようなすれば災害リスクを減らすことができるのかに関し、それぞれの立場から発表が行われました。

内閣府の原田正司防災担当審議官は、阪神・淡路大震災をはじめわが国が経験してきた大災害からの復興事例を紹介し、将来の防災のためには災害に強い社会をつくる「より良い復興」が重要であることを述べました。そして、わが国がこれまでに積み上げてきた経験や他の国で培われた経験を国際的に共有することが

重要であり、それを可能とする国際的な支援体制構築が必要であることを呼びかけました。

これに続いて行われたパネル・ディスカッションでは、富士常葉大学の重川希志依教授がコーディネーターを務めるなかで活発な議論が行われました。なかでも、災害が起こる地域によって社会的な背景は違っていても、知識やノウハウの共有は可能であること、そして効果的な防災やより安全な地域づくりのためには、



基調講演をご聴講になる皇太子殿下

災害の復興の経験や教訓を共有していくためのデータベースの構築や国際協力の枠組みが必要であることが指摘されました。

最後に、兵庫県の齋藤富雄副知事が来年の世界会議を地元一丸となって歓迎する意を述べ、閉会となりました。



開会式で挨拶する井上防災担当大臣

国連防災世界会議についての詳細は、
国内ウェブサイト(内閣府) <http://www.bousai.go.jp/wcdr/>
国連防災戦略(ISDR)ウェブサイト <http://www.unisdr.org/>
を参照してください。

プログラム

14:00 - 14:30	開会式	国連大学学長 ハンス・ファン・ヒンケル 防災担当大臣 井上 喜一 アジア防災センター所長 北本 政行
14:30 - 15:00	基調講演	国連国際防災戦略事務局次長 ヘレナ・モリン・ヴァルデス 「国連防災世界会議～持続可能な発展に向けた災害に強い国やコミュニティづくり～」
15:30 - 17:30	講演、パネル・ディスカッション	コーディネーター：富士常葉大学教授 重川 希志依 ・パテル・シアトル・リサーチ・センター主任科学研究员 パトリシア・ボルトン「災害からの復興～より迅速に、より適切に、より安全に～」 ・国連開発計画南・西アジア地域防災アドバイザー カマル・キショア「バム地震の課題～より安全な社会づくりに向けた計画～」 ・内閣府大臣官房審議官(防災担当) 原田 正司「災害に強い社会に向けた復興と再建～日本の経験から～」 ・国連開発計画危機予防復興支援局防災ユニットチーフ アンドリュウ・マスキリー「大災害後の復興と再建における国連の役割」
17:30 - 17:40	閉会	兵庫県副知事 齋藤 富雄 司会進行：NHKアナウンサー 宮本 隆治



地震災害から文化遺産と地域をまもる対策のあり方

目的・経緯

文化遺産は人類の精神活動の証、先人の精神活動を知る縁であり、文化遺産の価値の大小に関わらず、これらを後世に伝えていくことは現在を生きる我々の責務です。

わが国は、その歴史から数多くの文化遺産を有しており、これらの文化遺産を核としてまちが形成されている地域は多数あります。文化遺産はその地域の歴史的価値、文化的価値、社会的価値が結実したものであり、これらの文化遺産をまもる取り組みは、地域住民の精神の拠り所をまもることでもあります。

現在、東海地震をはじめとする巨大地震と内陸の地震による大規模災害の発生が懸念されており、これらの地震災害から文化遺産をまもるための対策を講じることは喫緊の課題です。

このため、平成15年6月に検討委員会を設置し、災害から文化遺産と地域をまもる計画の考え方、具体的な手法等に関し検討を行い、その基本的考え方である「地震災害から文化遺産と地域をまもる対策のあり方」をとりまとめました。

あり方の概要

「地震災害から文化遺産と地域をまもる対策のあり方」の主な内容は以下のとおりです。

地震災害から文化遺産と地域をまもる基本的な考え方

1 本あり方において対象とする災害・文化遺産・地域

本あり方において対象とする災害は、大規模な火災の発生を伴う恐れのある地震災害とし、対象とする文化遺産は、重要文化財などのほか地域の核となっている未指定の文化遺産も含める。また、対象とする地域は、文化遺産を核としてコミュニティが形成されている地域を基本とする。

2 主体毎の取り組みのあり方

(1) 文化遺産の所有者・管理者の取り組み

平常時より、文化遺産を地域の身近な存在としていくなどの取り組みが必要である。また、災害時には、文化遺産をまもるべく行動し、被害を軽減させるために努力する必要がある。

(2) 地域住民の取り組み

防災意識を高め、自主防災組織の活動に日常から積極的に参加し、災害時には文化遺産を含めて地域をまもるよう行動する必要がある。

(3) 行政の取り組み

- 文化遺産と地域をまもる取り組みについて、地域防災計画などに位置づけ、文化遺産の所有者・管理者、地域住民、行政の役割を明確

にする。また、行政間の連携を密にし、効率的に対策を推進する。

- 防災意識の普及・啓発、文化遺産所有者・管理者の防災指導、自主的防災組織の活動の支援・指導を行う。
- 木造家屋密集市街地の解消、建築物の耐震化・不燃化、道路の拡幅など都市全体の防災力向上を推進する。

3 文化遺産の所有者・管理者、地域住民、行政の連携

各主体が連携・協力して、防災まちづくりに向けたハード・ソフト対策を検討するとともに、被災時の行動方針の策定、防災訓練を実施する。また、NPO、NGOとの連携の強化、文化遺産の専門家のネットワークの構築を図る。

地震災害から文化遺産と地域をまもる計画の考え方

文化遺産と地域をまもる具体的な計画として、主体毎の役割を明確にし、連携を図りながら対策を検討する。対策は、短期、中長期の両面から被災過程に応じた検討を実施する。

具体的な対策手法

1 ハード対策

- 文化遺産の所有者・管理者がまもる手法
建造物の倒壊防止、美術工芸品などの転倒・転落防止、各種消火設備の整備に努める。
- 文化遺産と地域を一体としてまもる手法
街路樹や公園・空地の計画的な整備を図る。また、地域住民が消火活動を行えるように、消火施設の適切な配備、充実を図る。さらに、建築物の耐震化・不燃化などを進める。
- 地域ぐるみの取り組みとして文化遺産と地域をまもる手法
文化遺産の保全場所や住民・観光客などの避難場所を整備する。

2 ソフト対策

- 文化遺産を所有者・管理者がまもる手法
消火活動・文化遺産の搬出・保全活動、観光客などの避難・誘導などが迅速・的確に行えるように、日頃から訓練などを行う。
- 地域ぐるみの取り組みとして文化遺産と地域をまもる手法
自主防災組織と消防機関が連携した日頃からの訓練の積み重ねにより、地域の防災力を向上させるとともにマニュアルの整備を行う。

詳しくは、内閣府ホームページをご覧ください。

<http://www.bousai.go.jp/oshirase/h16/040708bunkaisan.html>



住宅における地震被害軽減に関する指針

目的・経緯

平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、神戸市を中心に甚大な被害をもたらしましたが、犠牲者の約8割が住宅の倒壊などによる圧死が原因であったことから、地震大国であるわが国において、住宅の耐震化の重要性が改めて認識されました。また、一方で東海、東南海、南海地震などの大地震の再来が逼迫しているため、地震対策についてはすでに時間的に猶予のない状況にあります。このような中で、行政を中心として、住宅の耐震化の推進に積極的な取り組みが行われてきましたが、実態として、住宅の耐震化はあまり進んでいない状況にあります。

このため、内閣府では平成15年10月に検討委員会を設置し、居住者、建築士・生産関係者、行政が単独に、また、相互に連携しながら行うべき対策として、住宅の耐震化を中心とした幅広い地震被害軽減のための方策の検討を行い、「住宅における地震被害軽減に関する指針」をとりまとめました。

指針の概要

「住宅における地震被害軽減に関する指針」の主な内容は以下のとおりです。

1 住まいの状況の把握

(1) 耐震診断を実施する

- ・居住者は、耐震診断により住宅の耐震性を把握する。
- ・行政は、住宅の耐震化に関する技術的な情報、地盤情報の提供、診断方法の普及を図るための広報などによるPRの実施、相談窓口の設置などの支援を行う。

(2) 住まいにおける危険を把握する

居住者は、耐震診断による住宅の耐震性を把握するとともに、大型家具の位置、住宅の間取りから危険となる部屋を把握する。

2 住宅の耐震性の確保

(1) 耐震改修などを実施する

耐震改修計画・設計の作成

- ・居住者は、耐震診断結果に基づき、耐震改修計画・設計を建築士などに依頼し、改修補強の効果を理解する。
- ・行政は、耐震改修計画・設計の重要性のPR、相談窓口の設置、技術者の育成を行うとともに、計画・設計の評価方法を構築する。

耐震改修工事の実施

- ・居住者は、耐震改修計画・設計に基づき耐震改修工事を実施する。
- ・行政は、耐震改修の施工に関わる専門家の育成、改修工法の評価方法を構築するとともに、

アドバイザーの育成に努める。

(2) 耐震性を維持・向上する

- ・居住者は、定期的な点検などを行い、適切に維持管理・補強を行う。
- ・行政は、維持管理・補強の重要性についてPRを実施する。

3 居住空間の安全の確保

(1) 住宅の倒壊による圧死を回避する対策を講じる

- ・居住者は、避難用シェルターや耐震ベッドなどの安全な空間を確保し、倒壊などによる圧死の回避に努める。
- ・生産関係者は、比較的簡易に身を守ることができる製品を開発・普及する。
- ・行政は、これらの安全性を評価する。

(2) 危険なものから身をまもる

- ・居住者は、家具の転倒・落下防止、ガラスの飛散防止などの対策を行う。家具の固定ができない場合は、震災時に被害を受けないよう家具の配置などを工夫する。
- ・生産関係者は、大型家具の固定が可能なよう対策を実施する。
- ・行政は、大型家具の転倒防止対策の必要性をPRし、業界団体へ取り組みを促していく。さらに、推進するための支援方策を検討する。

4 住宅からの避難、救助における対応

- ・居住者は、あらかじめ震災時の対応などを家庭内で確認し、震災時に住宅から安全に脱出できるよう準備を行う。
- ・居住者は、耐震ベッドなどを導入している場合には、これらに避難し、周囲の安全性を確認した後に住宅から避難する。また、自分の居場所を知らせる機器を持ち、救助されやすくする。
- ・行政は、自主防災組織などと連携しながら安全に避難したことを確認するための工夫、災害時要援護者の支援について検討する。

5 総合的な住宅における地震被害軽減方策の展開

- ・地方公共団体は、建築士・生産関係者、居住者とともに地震被害軽減方策を検討し、地域防災計画に位置づける。
- ・地域コミュニティ、地方公共団体、民間事業者などは連携を図り、ネットワークを形成して総合的な推進体制をつくっていく。
- ・地方公共団体は、リスクコミュニケーションを行う。

詳しくは、内閣府ホームページをご覧ください。

<http://www.bousai.go.jp/oshirase/h16/040825juutaku/juutaku.html>



地震防災対策用資産の取得に関する特例措置の概要

(所得税・法人税・固定資産税)

この特例は、下記対象地域の建物などの管理者が、防災活動のための資産を購入した場合に認められるものです。下記対象資産については初年度の特別償却（所得税・法人税）が認められるほか、固定資産税が5年間軽減されます。

1 対象地域

- ・「大規模地震対策特別措置法」に定める地震防災対策強化地域（固定資産税に関しては一部地域を除く）
- ・「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に定める地震防災対策推進地域

2 対象者

不特定多数の者が利用する施設や危険物施設の管理者等
 例：病院、劇場、百貨店、旅館、学校、火薬類・薬品等の工場、電気・ガス等の事業所等

3 特例の対象となる資産

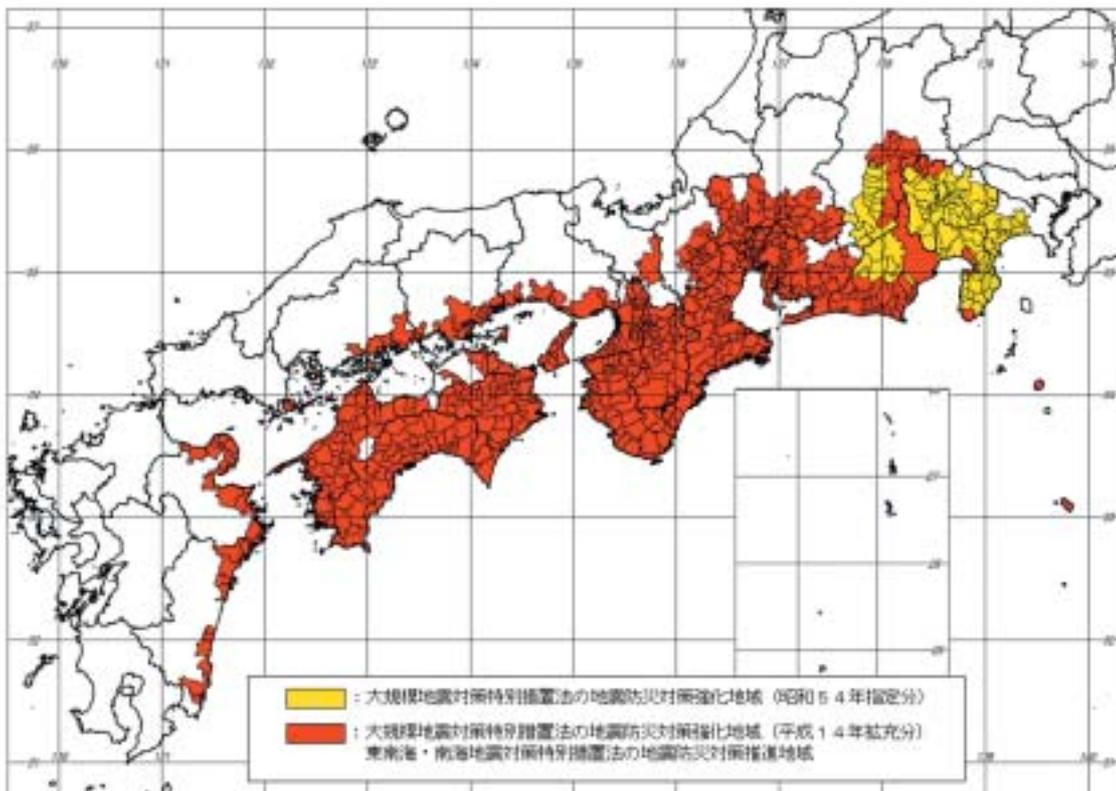
- ・動力消防ポンプ
- ・移動式消火設備
- ・濾水機
- ・感震装置および緊急遮断装置
- ・携帯発電機および照明器具
- ・防災用井戸

4 特例の内容

上記2の対象者が取得した3の資産について

対 象 地 域	所得税・法人税 (特別償却率(初年度))	固定資産税 (課税標準の特例(5年間))
大規模地震対策特別措置法の地震防災対策強化地域(昭和54年指定分)	8 / 100	
同 上 (平成14年4月拡充分)	9 / 100	2 / 3
東南海・南海地震対策特別措置法の地震防災対策推進地域	9 / 100	2 / 3
	平成17年3月31日まで	平成18年3月31日まで

強化地域と推進地域が重複する市町村に関しては推進地域の制度を適用



総合
防災
訓練

平成16年度総合防災訓練を実施

政府は、毎年9月1日の「防災の日」に、災害発生時の応急対策に関する準備の検証・確認と、国民の防災意識の高揚を図ることなどを目的として、東海地震および南関東地域直下の地震を想定し、関係地方公共団体との連携により総合防災訓練を実施しています。

平成16年度における訓練内容は、以下のとおりです。

東海地震対応訓練として

- ・地震発生日時：9月1日 10時（想定日時9月2日10時）
- ・震源地：静岡県西部
- ・地震の規模：マグニチュード8.0

を想定し、総理官邸において内閣総理大臣をはじめ閣僚の出席の下、政府本部運営訓練を実施しました。現地訓練としては、静岡県総合防災訓練と連携して、内閣府副大臣以下約40名を静岡県庁へ派遣し、現地対策本部開設および運営訓練を実施するとともに、関係機関が連携した広域医療搬送訓練の全行程など実践的な訓練を行いました。また、御殿場会場に内閣総理大臣を団長とする政府調査団を派遣しました。

また、南関東地域直下の地震対応訓練として、八都県市合同防災訓練に連携して内閣総理大臣以下を政府調査団として派遣しました。



訓示する小泉総理大臣



御殿場市の総合防災訓練会場

防災
フェア
2004

防災フェア2004を札幌市で開催

8月27日（金）より9月1日（水）まで、「みんなで守ろう わが家 わがまち」をテーマに、防災フェア2004を、「北の大地・札幌から“防災スピリット”発信」と題して、北海道札幌市で開催しました（主催：内閣府、札幌市、防災週間推進協議会）。会場となったサッポロファクトリー、JR札幌駅南口広場などでは、防災に関する知識を楽しみながら学べるイベントが多数開催されました。

防災見本市では、災害用伝言ダイヤルの体験、消防はしご車や除雪車の模型による操作体験をしたり、防災関係機関・団体・企業の展示、防災グッズ・非常食などが展示されました。

会場のステージでは、防災サバイバルクイズ、応急手当講座、気象予報士トークショー、チャリティーオークションなどのイベントが展開され、子どもたちも楽しそうに参加していました。

会場の一角には、災害用車輛が展示され、また、地震体験や強風豪雨体験装置、炊き出し訓練などの体験コーナーも設置され、さまざまな体験ができました。

この他、防災講演会やパネルディスカッション、札幌市消防音楽隊によるコンサートなども行われ、会期を通して、約9万人の方が会場を訪れました。



防災フェア2004オープニング



防災フェア2004札幌市会場



平成16年防災功労者表彰式を挙行

内閣府では、平成16年度防災週間の行事の一環として防災功労者（団体、個人、ボランティア、企業など）の表彰を行うこととし、9月3日（金）に内閣総理大臣表彰式を総理大臣官邸で、また、10日（金）に防災担当大臣表彰式を内閣府講堂で、それぞれ行いました。この表彰式では、災害時における人命救助や被害の拡大防止などの防災活動、自主的な活動の実施などを通じた防災思想の普及、防災に関する調査・研究活動などで顕著な功績をあげた方々を表彰しました。

内閣総理大臣表彰式では、火山学や火山防災の研究・教育などを通して、火山防災意識の向上に貢献した東京大学名誉教授の荒牧重雄さんのほか、平成15年7月の豪雨災害に際し活躍された団体、災害ボランティアリーダーの養成を行っている団体など、3個人、7団体に対し、小泉総理からひとりずつ表彰状が授与されました。

また、防災功労者防災担当大臣表彰では、長年にわたり、防災思想の普及、防災体制の整備などの分野で尽力されてきた5個人、5団体に対し、井上防災担当大臣からひとりずつ表彰状が授与されました。



内閣総理大臣表彰式（9月3日 於：総理大臣官邸）



防災担当大臣表彰式（9月10日 於：内閣府講堂）

平成16年防災功労者内閣総理大臣表彰受賞者

- ・荒牧 重雄
- ・岡田 恒男
- ・神田 啓治
- ・北海道警察災害警備本部
- ・宮城県警察地震災害警備本部
- ・熊本県警察災害警備本部
- ・水俣芦北広域行政事務組合消防本部
- ・水俣市消防団
- ・災害救援ボランティア推進委員会
- ・大水崎自主防災組織



平成16年防災功労者防災担当大臣表彰受賞者

- ・岡田 篤正
- ・新藤 勝一郎
- ・樋口 公啓
- ・廣井 脩
- ・藤城 俊夫
- ・社団法人シャンティ国際ボランティア会
- ・高知市立大津小学校
- ・特定非営利活動法人防災ネットワークうべ
- ・六原学区自主防災会
- ・柴区自主防災会



改正被災者生活再建支援法について

災害で被災された方々の住まいを安定させ、自立した生活再建を支援する被災者生活再建支援法が改正され、4月1日から施行されています。

改正法は、現在、6月の佐賀県突風災害、7月の新潟県豪雨災害、7月の福井県豪雨災害、8月の台風第15号および台風第16号、台風第18号災害に適用されていますが、これまで各県などから寄せられた法の具体的運用に関する質問などを中心にQ & Aをいくつかご紹介します。

Q1 改正支援法の支給限度額について

世帯別の対象経費の限度額を教えてください。

答

世帯毎の支給限度額は下記のとおりです。(単位：万円)

	世帯の年収、年令等	世帯数	合計	生活関係経費		居住関係経費	
				通常分	特別分		うち家賃等
全壊世帯	年収 500万円	複 数 単 数	300 225	70 55	30 20	200 150	50 37.5
	・世帯主が45歳以上又は要援護世帯で500万円<年収 700万円	複 数 単 数	150 112.5	35 27.5	15 10	100 75	25 18.75
	・世帯主が60歳以上又は要援護世帯で700万円<年収 800万円	複 数 単 数	150 112.5	35 27.5	15 10	100 75	25 18.75
大規模半壊世帯	年収 500万円	複 数 単 数	100 75	- -	- -	100 75	50 37.5
	・世帯主が45歳以上又は要援護世帯で500万円<年収 700万円	複 数 単 数	50 37.5	- -	- -	50 37.5	25 18.75
	・世帯主が60歳以上又は要援護世帯で700万円<年収 800万円	複 数 単 数	50 37.5	- -	- -	50 37.5	25 18.75

生活関係経費

- ・通常分（旧法における通常経費部分）
- ・特別分（旧法における特別経費部分）
- ・大規模半壊世帯については生活関係経費は支給対象とならない。

居住関係経費

- ・居住安定支援制度による支給対象経費。
- ・全壊世帯で被災住宅が自己所有でない世帯については、家賃などを除き、支給限度額が上表の1/2となる。
- ・被災時に居住していた都道府県外（被災時に居住していた市町村に隣接する市町村は除く）に移転する場合は、経費の算出に当たり、それぞれの経費に1/2を乗じる扱いとなるが、支給限度額は上表のとおりである。

Q2 法適用となる自然災害について

支援法の対象となる自然災害のひとつに、「災害救助法施行令に該当する災害が発生した市町村」とありますが、支援法適用には、災害救助法に基づく指定が前提となるのでしょうか。

答

「災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する災害が発生した市町村」（被災者生活再建支援法施行令第1条第1号）となっており、災害救助法の指定がなされなかった場合でも、第1号または第2号に該当する程度の災害が発生した市町村は、支援法の対象となります。

Q3 被害認定基準について

住家の被害認定基準には、住家の損壊等した部分の床面積と住家の延べ床面積との割合による判定（損壊基準判定）と、「災害に係る住家の被害認定基準

運用指針（平成13年6月28日内閣府政策統括官通知）に基づく部分別損傷率（損傷基準判定）による判定がありますが、両者の違いを教えてください。

答

住家の被害認定基準は、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積と住家の延べ床面積との割合による判定（損壊基準判定）と、住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害の割合による判定（損害基準判定）があります。「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」で示した住家の被害認定基準は、住家の主要な構成要素の経済的被害の判定に伴う労力、時間を考慮し、部位別構成比を採用して損害割合を算出し、判定することとしたものです。

損壊基準判定によって全壊等の認定をする場合は、部位別構成比に拘ることなく損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積に占める割合で判定することになります。

なお、損壊については、一見してその部分の滅失したことが明確なものか、または滅失に準じる程度のものと考えています。

Q4 半壊世帯が住宅を解体する「やむを得ない事由」について

半壊認定を受けた世帯が「やむを得ない事由」があって住宅を解体する場合、全壊世帯と同様の支援が受けられるとのことですが、「やむを得ない事由」とはどんな事由が考えられますか。

答

「やむを得ない事由」とは、「当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準じるやむを得ない事由」（被災者生活再建支援法施行令第2条第1号）となっています。

さまざまなケースが想定されますが、例えば、豪雨により住家に流入した土砂の撤去のためや、耐え難い悪臭などのためにやむを得ず解体する場合は「やむを得ない事由」に該当すると考えられます。



夏休み「子ども見学デー」を開催しました

8月25日と26日の2日間、子どもたちが広く社会を知る体験活動のひとつとして、小中学校生を対象に、中央省庁等が業務説明や職場見学などを行う「子ども見学デー」(文部科学省主催)が実施されました。

内閣府では、「内閣府の仕事を学ぼう」と題して防災業務の紹介、大臣との懇談や迎賓館の見学などを行い、両日合わせて40人が参加しました。

防災業務の紹介では、「わかりやすい防災のはなしがあります」と題して、日ごろ親しみがあるとは言えない防災のことを考えてもらうきっかけにもらうために、水害や地震、津波などさまざまな災害をクイズやビデオなどを交えて説明しました。説明終了後は、活発な質問があり、意義深いイベントとなりました。

参加してくれた子どもたちが日本の災害や防災について関心を持ち、また日ごろの生活に役立ててくれることが期待されます。



7月～9月の動き

- 7月27日 地震被害に関する検討委員会(第5回)の開催
- 7月28日 中央防災会議の開催
- 8月2日 首都圏広域防災拠点整備協議会(第8回)の開催
- 8月4日 中央防災会議「首都直下地震対策専門調査会」(第9回)の開催
- 8月24日 国連防災世界会議プレイベント 国際防災オープンフォーラムの開催
- 8月25日 中央防災会議「民間と市場の力を活かした防災力向上に関する専門調査会」(第3回)の開催
- 8月25日・26日 平成16年度「子ども見学デー」の開催
- 8月27日 中央防災会議「首都直下地震対策専門調査会」(第10回)の開催
- 8月27日～9月1日 「防災フェア2004」の開催
- 9月1日 平成16年度「防災の日」総合防災訓練の実施
- 9月3日 平成16年 防災功労者内閣総理大臣表彰
- 9月6日 中央防災会議「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会」(第4回)の開催
- 9月10日 平成16年 防災功労者防災担当大臣表彰
- 9月15日 中央防災会議「災害教訓の継承に関する専門調査会」(第4回)の開催
- 9月18日 「16年7月豪雨ボランティア懇談会」の開催

被災者生活再建支援法に基づく 支援金の支給状況

(平成16年7月30日現在)

(支給申請期間中のもの)

法適用年月日	支援対象
平成12年6月26日	三宅島噴火災害 東京都(1村)
平成15年7月18日	7月梅雨前線豪雨災害 福岡県(3市2町)
平成15年7月20日	7月梅雨前線豪雨災害 熊本県(1市)
平成15年7月26日	宮城県北部を震源とする地震 宮城県(全県)
平成15年9月26日	十勝沖地震 北海道(全道)
平成16年6月27日	6月佐賀県突風災害 佐賀県(1市)
平成16年7月13日	7月新潟県豪雨災害 新潟県(4市2町1村)
平成16年7月23日	7月福井県豪雨災害 福井県(2市3町)
既支給世帯数	1,868世帯
支給額	14億4,072万円

(制度開始時からの総合計)

既支給世帯数	2,950世帯
支給額	22億8,805万円

10月～11月の防災関係行事予定

- 10月11日～12日 国連防災世界会議第2回準備会合(ジュネーブ)
- 11月16日～20日 「第37回台風委員会」(中国 上海)
- 11月下旬 防災担当職員合同研修

内閣府(防災担当)人事異動

平成16年7月16日付	新	旧
参事官補佐(総括・企画担当)	大塚 弘美 国土交通省大臣官房人事課課長補佐から	池田 亨 国土交通省大臣官房人事課課長補佐へ
平成16年7月20日付 企画官(併任)	新	旧
	久津摩 敏生 沖縄総合事務局総務部人事課長から	
平成16年9月6日付 参事官(総括担当)	新	旧
	山本 徳治 国土交通省大臣官房付から	田中 裕司 国土交通省大臣官房付へ

〔表紙説明〕

- 台風第18号の経路図（注：本経路図は、速報解析値であり、後に変更される場合があります。） 資料提供：気象庁
- 右下写真：海に押し流された車 写真提供：広島県呉市
- 左写真：平舞台が損傷、倒木などの被害があった厳島神社 写真提供：広島県宮島町

監修 内閣府(防災担当)

〒100-8969 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2
 (中央合同庁舎第5号館3階)
 TEL：03-5253-2111 (大代表)
 URL：http://www.bousai.go.jp



◎地下鉄丸の内線「霞ヶ関」下車
 B3b出口より連絡通路へ